

木更津市景観計画

【景観重要公共施設（富士見通り）】

令和7年4月

1 景観重要公共施設とは

道路や都市公園等の公共施設は、多くの人が目にするものであるとともに、その整備や使用（占有）の仕方により、地域の景観に影響を与える重要な要素です。

このため景観法では、良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」として指定し、「整備に関する事項」や「占有等の許可の基準」を定めることで、良好な景観の形成を図る制度が用意されています。（景観法第8条第2項第4号ロ、ハ）

対象施設の整備や占有等を行う際には、これら基準に従う必要があり、良好な景観の形成を図ることが可能となります。

2 景観重要公共施設指定の目的

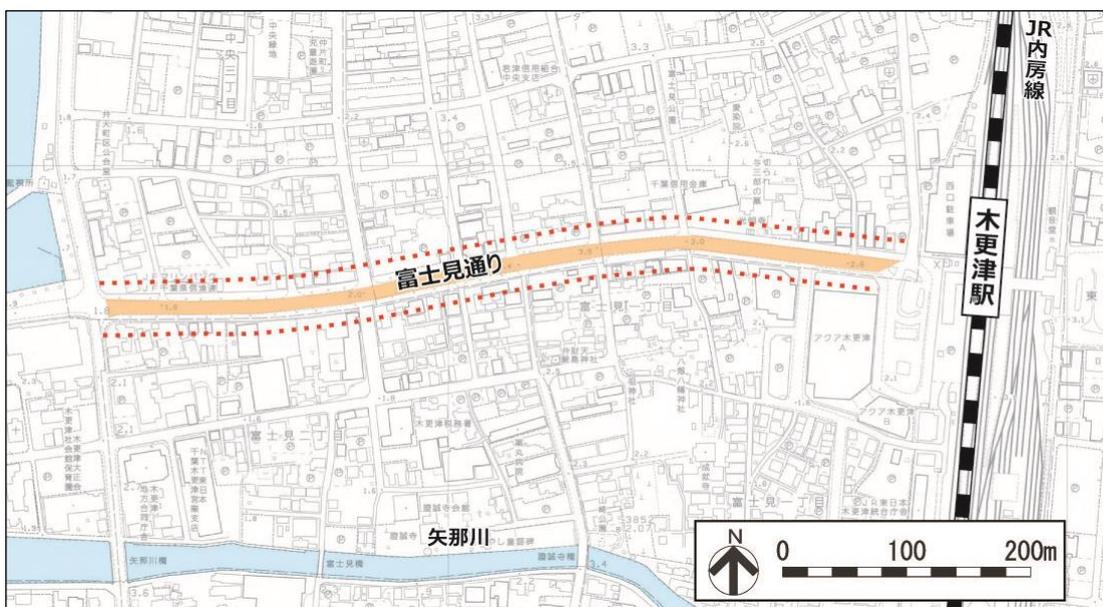
本市では、富士見通りにおいて、街路景観に配慮した新たな空間整備を行っているところであり、整備後は、にぎわい創出に向けキッチンカーや店舗の出店を認め民間の経済活動ができる空間としての活用を促すとしています。

そこで、富士見通りにおいて、景観形成重点地区の目指す街並みと調和した質の高い街路景観を形成するため、これを景観法に基づく景観重要公共施設に指定し、再整備後の街路景観を維持し続けるよう「整備に関する事項」を定め、道路上で行われる民間の経済活動が周辺の景観に配慮した形で行われるよう「占有物の許可の基準」を定めるものです。

3 景観重要公共施設の区域

景観重要公共施設の区域は、富士見通りの車道及び歩道です（下図参照）。

なお、富士見通りの道路境界から10mの範囲の民有地（下図点線の範囲）につきましては、令和4年3月に「木更津駅みなと口景観形成重点地区」として指定し、地区の特性に応じた景観づくりを促進しています。



■景観重要公共施設 富士見通りの区域

4 整備に関する事項・占用等の許可の基準

重要公共施設 富士見通りにおける「整備に関する事項」及び「占用等の許可の基準」を、次表のとおり定めます。

■重要公共施設 富士見通りにおける「整備に関する事項」

<p>①景観形成の基本的な考え方</p>	<p>1) 中心市街地の目抜き通りに相応しい質の高い街路景観の形成 「富士見通り」は、市の玄関口である木更津駅前から市の歴史文化、産業を象徴する空間である木更津内港地区を結ぶ道路であり、木更津市の中心市街地の骨格を成す目抜き通りです。このため、その整備を行う際には「中心市街地の目抜き通りに相応しい質の高い街路景観の形成」を基本とする。</p> <p>2) 周辺に点在する歴史的景観資源と調和した街路景観の形成 「富士見通り」を含む木更津駅みなと口（西口）地区一帯は古くからの港町として栄えた場所であり、現在も神社仏閣やレトロ建築等の風情ある建築物等が残っています。このため、「富士見通り」の整備にあたってはこうした歴史的環境に配慮して、「周辺に点在する歴史的景観資源と調和した街路景観の形成」を図ることを基本とする。</p> <p>3) 歩行者の回遊性向上や賑わい創出、交流促進による地域活力の向上に資する街路景観の形成 古くから市の中心部として発展してきた木更津駅みなと口（西口）地区周辺の賑わい創出は、本市の魅力を高める上で非常に重要です。このため、「富士見通り」の整備にあたっては道路景観の保全・向上のみならず、その整備効果を地区の活性化に波及させるといった視点が重要です。「富士見通り」の整備にあたっては、「歩行者の回遊性向上や賑わい創出、交流促進による地域活力の向上に資する街路景観の形成」を図ることを基本とする。</p>
<p>②景観整備方針</p>	<p>1) 道路本体は、沿道景観との調和、歩行者の安全性と快適性を重視した構造、仕上げとする。</p> <p>2) 道路附属物（防護柵、駒止、街灯、標識柱、道路管理者が設置するベンチ又は上屋）の形態・意匠は、シンプルで周囲の景観と調和し、全体としての統一感を有するものとする。</p> <p>3) 景観的な煩雑さを軽減させるために、なるべく道路附属物の集約化を図る。</p> <p>4) 道路附属物（防護柵、駒止、街灯、標識柱、道路管理者が設置するベンチ又は上屋）の色彩は、彩度の低い色や木材など塗装を行わない自然素材の色を基本とし、原色や突出した色の使用は避け、周辺景観と調和のとれた色彩とする。 ただし、魅力的な空間づくりを目的としたアート作品は除く。</p> <p>5) 良好な道路景観形成の観点から、無電柱化路線として維持していく。また、潤いある街路景観を形成するため街路樹や植栽帯を整備するとともに、樹形を損なわない範囲での剪定など道路植栽の適正な維持・管理を図る。</p> <p>6) 道路上に設置するストリートファニチャー（彫刻、碑等）や案内サインは、道路附属物等の道路内の他施設や周辺のまち並みと景観的に調和した形態及び意匠、色彩とする。 ただし、魅力的な空間づくりを目的としたアート作品は除く。</p>

■重要公共施設 富士見通りにおける「占用等の許可の基準」

位置・配置、 高さ・規模	<p>1) 変圧器等の地上機器及び、広告又は看板（良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの）を設置する場合 占用物件が周辺のまち並みと景観的に調和し、木更津港への眺望を阻害しないよう、その位置・配置、高さ・規模に配慮すること。また、周囲から目立つ場所への設置を避け、圧迫感を与えない位置・配置、高さ・規模とすること。 なお、公衆用ごみ箱を設置する場合においてもこれに準じること。</p>
	<p>2) 標識、旗ざお、幕、アーチを設置する場合 周辺景観を阻害しない高さ・規模とすること。</p>
形 態	<p>3) 工作物等の形態 沿道の建築物や道路附属物、他の工作物とのバランスに配慮し、これと調和のとれたものとする。</p>
色 彩	<p>4) 変圧器等の地上機器の色彩 ダークグレー（10YR3.0/0.2）を基本とし、やむを得ない事情でダークグレー以外の色を使用する場合においても、ダークブラウン（10YR2.0/1.0）、グレーベージュ（10YR6.0/1.0）、オフグレー（5Y7.0/0.5）など景観に配慮した色彩とすること。</p> <p>5) 広告又は看板（良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの）の色彩 木更津市景観計画の「屋外広告物の色彩基準」に準拠すること。 ただし、イベント等で短期間に使用するものは除く。</p> <p>6) 上記4)と5)を除く占用物の色彩 道路附属物や他の道路占用物件との調和の観点から、彩度の低い色や木材など塗装を行わない自然素材の色を基本とし、原色や突出した色の使用は避け、周辺景観と調和のとれた色彩とすること。 ただし、魅力的な空間づくりを目的としたアート作品、イベント等で短期的に使用するものや既存占用物、地中に埋設する占用物、工事に必要な仮設工作物（足場やフェンス等）等はその限りではない。</p>

5 対象行為

富士見通りにおいて、道路の復旧をする場合は原形復旧を基本としますが、それにより難しい場合は、「整備に関する事項」を遵守する必要があります。

また、道路法第32条の規定により、占用する場合も「占用等の許可の基準」を遵守する必要があります。